

事後調査

1. 事後調査とは

「事後調査」とは、輸出者または輸入者の事業所等に税関職員が訪問して、税関に申告された内容を、保管されている帳簿や書類等により確認を行う制度です。調査の目的は、輸出と輸入とでそれぞれ以下のとおり異なります。

(輸入者に対する調査)

輸入貨物の通関後における税関による税務調査であり、輸入貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを事後的に確認し、不適切な税額等を是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的として実施しています。

詳しいことは ⇒ [輸入事後調査手続に関するQ&A](#)

(輸出者に対する調査)

輸出された貨物に係る手続きが関税法等関係諸法令の規定に従って正しく行われたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては適切な申告を行うよう指導を行い、さらに、企業における適正な輸出管理体制・通関処理体制の構築を促すことで、適正な輸出通関の実現を目的としています。

2. 事後調査の法律的根拠

輸入事後調査については、関税法第105条(税関職員の権限)第1項第6号の規定に基づく「質問検査権」により、また、輸出事後調査については、同第4号の2に基づく「質問検査権」により実施されています。

3. 調査の方法

貨物の通関後、輸出入者の事業所などを個別に訪問して、輸出入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類などを調査し、また、必要な場合には取引先などについても調査を行い、輸出申告や納税申告の内容が適切かどうかを確認します。

4. 帳簿等の保存義務

輸出者または輸入者は、輸出入した貨物に関する品名、数量及び価格等を記載した帳簿を備え付け、帳簿及び関係書類の保存が義務付けられています(税関に提出した書類は除きます。)

詳しいことは ⇒ [帳簿書類の保存について](#)

詳しいことは ⇒ [輸出入取引等にかかる電子メールの保存について](#)

5. 罰則規定

事後調査は、任意の調査ですが、正当な理由なくして質問検査を拒否し、又は物件の不提示若しくは虚偽記載物件の提示があった場合等の罰則規定は以下のとおりとなります。

詳しいこと(条文の規定)は ⇒ [関税法第114条の2第10号及び第10号の2](#)

6. 事後調査に関するお問い合わせ

(輸入担当)

特別関税調査官(第1担当) 052-654-4186

(輸出担当)

統括調査官(輸出調査第1部門) 052-654-4201